

申請に必要な書類等

☆印は申請企業で用意するものです。

- (1) 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定申請書（第1号様式）
- (2) ワーク・ライフ・バランスレベル診断チェックシート
- ☆ (3) 就業規則、その他関連規程（育児・介護休業規程など）
- ☆ (4) 時間外・休日労働に関する協定届（直近年度のもの）
- ☆ (5) 法定時間外労働・休日労働の状況が分かるもの（時間外労働一覧表など）
- ☆ (6) 年次有給休暇管理簿
- ☆ (7) 申請書に記載した、ワーク・ライフ・バランスの取組がわかる資料等

例：次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」、
取組・制度の社内周知メールや通知文の写し、社内研修会資料 等

- ☆ (8) 会社概要がわかるパンフレット等

※このほか、申請書類提出後に、追加して資料提出をお願いする場合があります。

申請方法

電子申請で受け付けています。

港区産業振興センターホームページ：港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業

<https://minato-sansin.com/worklifebalance/ninteizigyou/>

※電子申請以外の方法をご希望の場合も、ホームページから (1) (2) の申請書類等を入手できます。この場合申請書類 (1) ～ (8) のすべてのデータをCD-R等に格納の上、企業名を記入し下記までご提出ください。



申請・問合せ先

港区産業振興課経営支援係 ☎ 03(6435)4613

〒108-0014 港区芝五丁目36番4号 札の辻スクエア8階



所在地 港区芝5-36-4

アクセス

- JR「田町」駅
三田口（西口）から徒歩4分
- 都営三田線・浅草線「三田」駅
A4出口から徒歩3分
A3出口から徒歩4分

港区

ワーク・ライフ・バランス

推進企業認定事業

<申請要領>

～働きやすい職場の実現に取り組む企業の皆さまへ～

港区では、仕事と家庭の両立支援や誰もが働きやすい職場の実現に向けてワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる中小企業を認定し、その取組を応援します！

令和7年度の認定申請受付期間

令和7年4月21日（月）～6月30日（月）



名刺やホームページに「認定マーク」を入れてイメージアップ！

港区との契約で優遇！

融資あっせん・人材確保のための補助金も優遇される！



ワーク・ライフ・バランスとは？ …… P2

令和6年度港区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の紹介 … P3

港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業とは？ … P4～5

港区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定基準 … P6～7

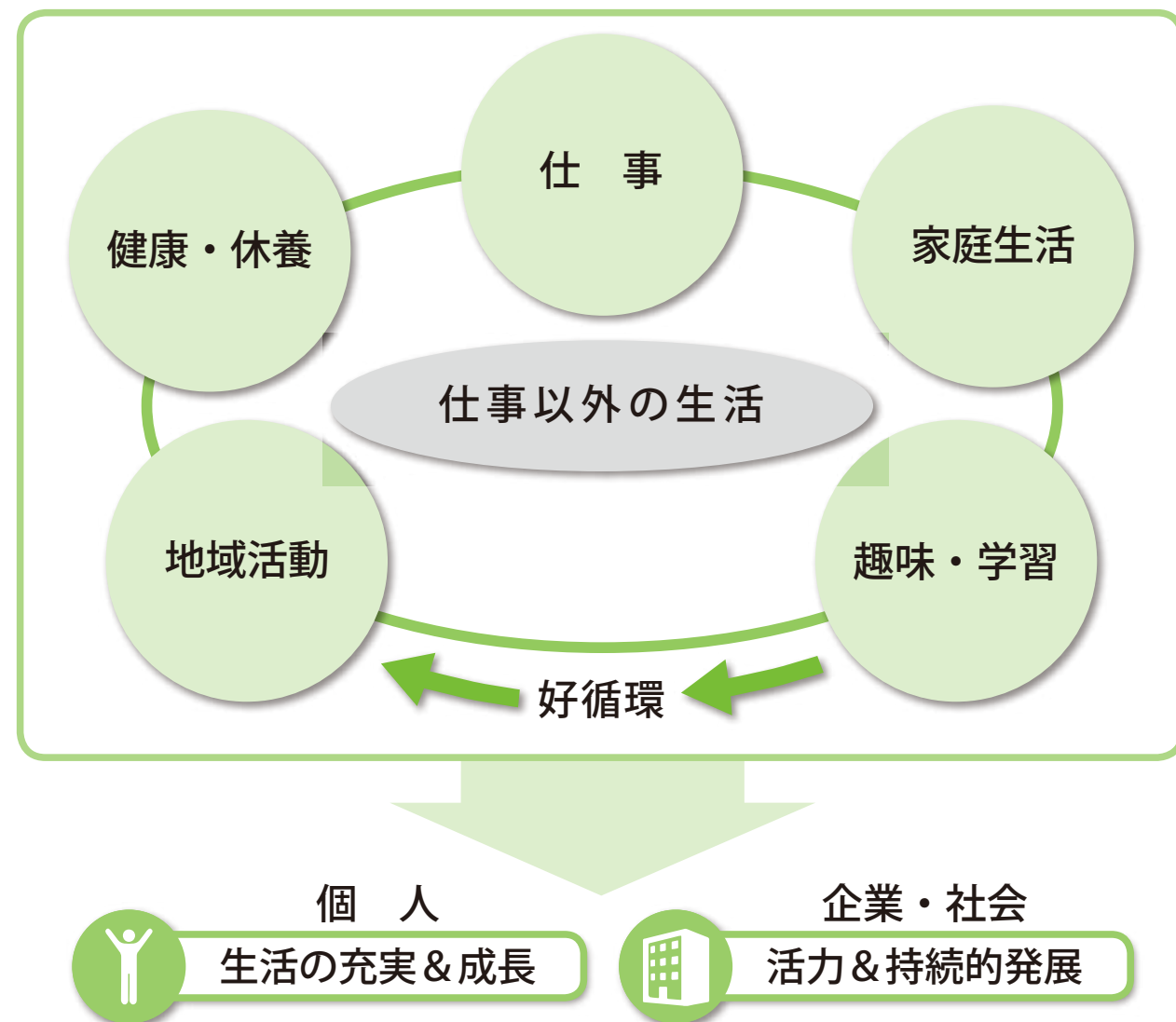
申請に必要な書類、申請・問合せ先 …… P8（裏表紙）



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は古紙を活用した再生紙を使用しています。

ワーク・ライフ・バランスとは？

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、「仕事」と子育てや介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、双方が充実している状態をいいます。その実現のためには、従来の働き方や時間の使い方を見直すことが重要です。そうすることで、個人は充実した生活をおくり、成長しながら働くことができます。企業にとっても社員の力を十分に活用して、持続的に発展することができ、社会全体にも活力が生まれます。



**ワーク・ライフ・バランスは
業務見直しのキッカケにつながります**

ワーク・ライフ・バランス推進の一環として仕事と家庭の両立支援に取り組むことで、仕事の進め方について見直すキッカケや、人材確保・定着につながる等、企業にとって多くの効果が期待できます。

令和6年度港区ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の紹介

【新規認定企業取組内容一覧（認定期間：令和6年12月1日から令和9年11月30日）】

企業名	認定分野	取組内容（抜粋）
港プラスチック工業 有限公司	働	会社全体で個人をフォローする体制に取り組んでいます。業務状況を全員が把握でき、フォローに入れる体制を整えた結果、社員間の連携が深まり、業務時間の短縮に繋がっています。
株式会社 QOOLキャリア	子・働	「働き方の枠を超え、ワーク・ライフ・シナジーを追求し、キャリアアップも子育ても諦めずに自分らしいワークスタイルを実現する」を目指しています。小学6年生以下の子どもの誕生日には半日休暇（有給）を取得できます。
株式会社オカモトヤ	子・働	本社移転を機に、ライブオフィス「palette」をオープンして、新しい働き方を提案しています。また、年次有給休暇では連続した取得を推奨し、休暇計画を作成しています。
株式会社 ネッツプリング	介・働	自社で全て、企画から開発・販売までを行うビジネスモデルを構築しているため、マイペースで仕事ができる環境を整えています。また、介護休暇は有給で、経済的心配がなく家族の介護が行えます。短時間勤務も可能です。
旭紙業株式会社	子・働	ワーク・ライフ・バランスの取組は、経営者も巻き込んだCSR委員会が中心となって進めています。港区アドプト・プログラムに参加するなど、地域の環境整備活動にも積極的に参加しています。
株式会社カタルチア	子・働	子育て中の従業員が多く、従業員一人ひとりに寄り添い本人の希望のワークライフバランスを実現するために制度を整えています。また、就業時間中でも従業員が地域活動に自発的に参加できる制度を設けています。
T&Dリース株式会社	子・介・働	毎週水曜日は、「早帰りデー」として、17時の退勤を推奨しています。また、勤務時間は3時間を限度に短縮可であり、看護休暇・介護休暇は10分単位で取得できます。
日本メディカル・ ウェスト・マネジメント 株式会社	働	残業の偏りを是正し、有給休暇を取りやすい環境を作り円滑な業務を推進しています。LINEWORKSを導入し、社内情報発信がスピーディーに周知され、コミュニケーションの向上につながっています。
株式会社第一文真堂	働	残業は極力しない・させないという方針を徹底し、定時を過ぎたら退社するよう呼び掛けています。また、健康経営にも力を入れ、社内運動スペースとカフェスペースを設置し、運動とコミュニケーションを促進しています。
在住ビジネス株式会社	子・働	急な休園で託児所が確保できない等、緊急時の子連れ出社を可能とするなど子育て中の社内の多様な働き方を実現しています。また、通常の9-18時勤務の他、7-16時、8-17時など、5種類の就業時間を設定しています。

＜認定企業凡例＞ 子…子育て支援、介…介護支援、働…働きやすい職場環境づくり

その他の認定企業については、こちらをご覧ください



港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定 事業とは？

1 認定事業の対象は？

次の要件すべてを満たす中小企業です。

(1) 区内に事業所を置き、中小企業基本法第2条第1項に該当する企業。

中小企業者の定義業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

(2) 労働基準法第36条の規定に該当する場合は、書面による協定をし、これを行政官庁に届け出ていること。

(3) 労働関係法令が遵守されていること。

(4) 認定企業とするに社会通念上ふさわしくないと判断される問題を現に有していないこと。

(5) その業態が公序良俗に反していないこと。

2 対象となる取組内容は？

(1) 子育て支援分野(仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる)

(2) 介護支援分野(仕事と介護の両立支援に積極的に取り組んでいる)

(3) 働きやすい職場環境づくり分野(長時間労働の削減等、働きやすい職場づくりを積極的に行っている)

それぞれの取組内容の具体例については5ページをご参照ください。

●育児・介護休業法の最新の法令等はこちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

※令和6年度から「地域活動支援分野」は、「働きやすい職場環境づくり分野」に統合されました。

3 ワーク・ライフ・バランス認定企業のメリットは？

(1) 認定企業を区が広くPRします。

「広報みなと」や港区立産業振興センターホームページ等において、認定企業を紹介します。

(2) 契約制度で優遇します。

①入札：工事及び業務委託契約における特別簡易型総合評価方式の評価項目に、「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業点」が設定されており、加対象となります。【工事請負契約・業務委託契約：50点のうち1.5点】

②プロポーザル方式による選考：プロポーザル方式による選考の際の一次審査において、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業等に認定されている場合、加対象となります。【一次審査の事務局採点項目の配点の5%】

NEW! (3) 低利な融資あっせん制度「ワーク・ライフ・バランス推進認定企業サポート融資」が利用できます。

【融資限度額】1,000万円 【利率】(本人負担率)0.3%

【貸付期間】7年以内(据置期間12か月を含む)

【信用保証料】区が全額を補助 【資金使途】運転・設備



◀詳細はこちら

NEW! (4) 中小企業人材確保支援事業補助金の補助率・上限額が上げられます。

【人材確保に係る経費の補助率】通常2/3から3/4に上げます

【上限額】人材紹介会社への手数料：通常100万円から125万円に上げます

求人広告費：通常40万円から50万円に上げます



◀詳細はこちら

※(3)、(4)について、認定企業であることのほか、いくつか要件がありますので、申請を検討される場合は港区立産業振興センターホームページの各紹介ページを事前にご確認ください。

4 認定期間は？

認定期間は、令和7年12月1日から3年間です。なお、認定を受けた翌年度には、フォローアップヒアリングを実施し、認定分野に関する取組状況の確認や、必要に応じてワーク・ライフ・バランス推進のためのアドバイス等を行います。

対象となる取組内容

子育て支援分野

- 安心して子どもを産むことができる環境の整備
- 誰もが育児休業を取得しやすい環境の整備
- 働きながら子育てしやすくなるための制度の導入・仕事内容への配慮
- 育児休業取得者の職場復帰を支援する制度 など

働きやすい職場環境づくり分野

- 誰もが働きやすい職場環境・風土づくり
- 働き方の見直しをするための取組
- 女性の能力活用についての取組
- 働きやすい職場にするための人事管理面での配慮
- 誰もが能力開発やキャリア・アップができるようにするための支援
- 社員が地域活動に取り組みやすくなる制度 など

介護支援分野

- 誰もが介護休業を取得しやすい環境の整備
- 働きながら介護しやすくなるための制度の導入・仕事内容への配慮
- 介護休業取得者の職場復帰を支援する制度 など



ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の流れ

推進企業認定の申請書類の準備

申請受付期間 令和7年4月21日(月)～6月30日(月)

事前調査 区が委託する事業者が企業を訪問しヒアリングを行います

内容審査(審査会) 時期：10月下旬予定

認定・認定証交付・広報 ※日程は別途ご連絡いたします。

港区ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定基準

Q 認定に種類はあるの？

A: 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業では、3つの分野（子育て支援、介護支援、働きやすい職場環境づくり）それぞれで認定の可否を決定します。

Q 認定の基準はどうなっているの？

A: 認定するための基準は、**1.各分野共通項目** と **2.各分野独自項目** の2種類で構成しています。両方に該当していることが必要です。

1. 各分野共通項目 次の①～⑤をすべて満たしていることが必要です。



※1 ヒアリング時に、利用実績の詳細（例：育児休業等申請書、出勤簿・タイムカード等）を確認します。
※2 ヒアリングにより、申請時に記入した「A」「B」「C」の項目数と区の評価結果が異なる場合があります。
※3 ヒアリング時に、時間外労働時間の実績や発生した状況等を詳細に確認し厳格に審査を行います。

2. 各分野独自項目 分野ごとに定めている基準を満たしていることが必要です。

1 子育て支援分野

基準：以下の「ア」と「イ」をどちらも満たしていること。
（「イ」は常時101人以上の従業員を雇用している企業のみ）

- ア 育児・介護休業法に基づき、就業規則等が法定基準を満たすものとなっていること。
イ 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出ていること。

- 例**
- 誰もが育児休業を取得しやすい環境づくりについて措置を講じている。
 - 本人または配偶者の妊娠・出産の申し出をした労働者に対して、育児休業・産後パパ育休に関する制度等の個別の周知・意向確認を行っている。
 - 原則として育児休業取得前の職場に復帰できるようにする。

2 介護支援分野

基準：育児・介護休業法に基づき、就業規則等が法定基準を満たすものとなっていること。

- 例**
- 普段から介護休業について従業員に情報提供するなど、介護休業の利用を促進している。
 - 仕事の内容を見直したり、負担を軽減する等勤務への配慮を行っている。
 - 原則として介護休業取得前の職場に復帰できるようにしている。

3 働きやすい職場環境づくり分野

基準：以下の「ア」と「イ」をどちらも満たしていること。
（「イ」は常時101人以上の従業員を雇用している企業のみ）

- ア 従業員の賃金、職場配置、採用状況について、男女で格差が生じていないこと。
イ 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局へ届け出ていること。また、自社の女性の活躍に関する状況について1項目以上を選択し情報公表を行なっていること。

- 例**
- ハラスメント防止のための取組を行っている。
 - 従業員の多様な働き方を支援している。
 - ボランティア休暇を設けるなど、従業員が地域活動等に参加できる制度を整えている。

